

事務連絡
令和元年10月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1031第7号
令和元年10月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年11月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J041-2(1)を次のように改める。
 - (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。
- 2 別添1の第2章第9部J041-2(1)に次を加える。

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの049(1)②に次を加える。
 - オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J041 (略)</p> <p>J041-2 血球成分除去療法</p> <p>(1) <u>血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)</u> <u>は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク</u> <u>ローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次の</u> <u>ア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定で</u> <u>きる。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法</u> <u>が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対して</u> <u>は、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、</u> <u>一連の治療につき2クールを限度として算定する。な</u> <u>お、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を</u> <u>限度として、5週間に限って算定する。ただし、1ク</u> <u>ール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断</u> <u>されれば中止すること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J041 (略)</p> <p>J041-2 血球成分除去療法</p> <p>(1) <u>血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)</u> <u>は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク</u> <u>ローン病又は膿疱性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ又</u> <u>はエのとおり実施した場合に算定できる。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 (略)
第10部～第13部 (略)
第3章 (略)

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 (略)
第10部～第13部 (略)
第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～048 (略)</p> <p>049 白血球吸着用材料</p> <p>(1) 定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む)であること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>050～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～048 (略)</p> <p>049 白血球吸着用材料</p> <p>(1) 定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>050～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>